

環境保全型農業直接支払交付金と 他の補助事業を併用する場合の注意点

本交付金は、国の他の補助事業等で補助対象としている取組と重複している場合、両方を申請することはできません。そのため、事業計画の提出にあたっては、各種補助事業等の目的や補助対象を確認してください。

重複申請

1 多面的機能支払交付金

(1) 農地維持支払交付金

△ **本交付金の要件となっている活動を、農地維持支払交付金の活動で実施する場合は同じほ場を重複して申請することはできません。**

(例：農地維持支払交付金の活動で「畦畔の草刈り」を行った場合は、本交付金で総合防除(水稻)の取組における要件の一つである「除草剤を使用しない畦畔の雑草管理」を選択することはできません。)

(2) -1 資源向上支払交付金のうち、『みどり加算』(環境負荷低減の取組への支援)

△※ **みどり加算については、原則、同じほ場に重複して申請することはできません。**

※ただし、みどり加算において冬期湛水の取組を、本交付金で堆肥の取組をそれぞれ行う場合は両方の申請が可能です。

(2) -2 資源向上支払交付金のうち、『増進加算』

○

増進加算については、本交付金と両方の申請が可能です。

2 飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援

- ・ 良質な飼料生産を最大化する取組
- ・ 飼料の有機栽培の取組

×

重複して申請することはできません。